

足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人その他の者（以下「事業者等」という。）が、足立区内において新たに学童保育室事業を実施するため、既存施設の改修等、設備の設置及び修繕並びに必要な備品及び消耗品（以下「備品等」という。）購入の経費の一部を補助することにより、学童保育室の設置促進と待機児童の解消を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付については、足立区補助金交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の全てを満たす事業を行うための設備を設置し、又は整備する事業とする。

- (1) 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合する放課後児童健全育成事業であること。
- (2) 別に定める「足立区民設学童保育室事業運営補助要綱」に基づく事業であること。
- (3) 「足立区民設学童保育室設置促進補助事業募集要領」（以下「要領」という。）で定めた地域で、要領の定める要件の下行われるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けられる者は、申請した当該年度中又は翌年度4月1日に新たに前条各号の全てを満たす事業を実施可能な事業者等とする。

- 2 当該補助対象事業により設置し、又は整備する設備の定員が40名を超える場合にあっては、補助金の交付を受けられる者は、前項の要件を満たす法人とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業に必要な、既存施設の改修費用（工事事務費を含む。）
- (2) 放課後児童健全育成事業を行う施設の設備の設置費及び修繕費並びに備品等の購入費
- (3) 放課後児童健全育成事業を行う建物の開所前月分の賃借料及び礼金
- (4) 開所前に必要となる賃借料6か月分のうち、開所前月分を除く5か月分の賃借料

- 2 補助対象は、1施設につき1回限りとする。

(補助金交付額)

第6条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が交付する補助金の額は、別表第1に定める補助基準額と、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表に定める補助率を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(学童保育室の補助金交付施設)

第7条 学童保育室の補助金交付施設とは、第3条から前条までに定める基準に適合し、かつ教育委員会が承認した施設とする。

(審査の申出)

第8条 補助金の交付審査を受けようとする者は、別に定める要領に掲げる書類を、期日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、年度ごとに前項の申出を行うことのできる期間を定める。

(補助事業施設の決定)

第9条 教育委員会は、前条第1項の申出があったときは、当該申請書及び関係書類の内容審査及び必要に応じて調査を行う。

2 前項の審査は、所管課において行う第1次審査と、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以下「審査会」という。）において行う第2次審査とする。

(審査の方法)

第10条 第1次審査は、別表第2の評価項目における基準を満たしているか審査を行い、基準を満たしていない項目が1つでもあった場合は、第2次審査対象外とする。

2 審査会は、書類審査、現地調査及びヒアリングにより、次の各号の審査項目について、当該各号に掲げる評価を行う。

(1) 提出書類 提出書類に関する評価を行う。

(2) 学童保育の施設 設置予定施設の安全性や機能性等について評価を行う。

(3) 学童保育の運営 国が定める基準に基づく適正かつ円滑な事業運営が実施できるか等について評価を行う。

(4) 提案の実行性等 提案の実行性や事業者としての学童保育事業への考え方等に関する評価を行う。

(評価方法)

第11条 審査会は、前条第2項各号に定める審査項目について、評価表（別表第3）によって評価する。

2 前条第2項第1号の規定する提出書類のうち、経営の安定性については、税理士の財務診断により作成された経営評価書を参考資料とし評価する。

3 前条第2項第2号から第4号までに規定する内容については、応募事業者へのヒアリングにより評価する。

4 第2次審査は、評価表による審査員の評価を基に総合評価点数を確定する。

5 応募事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、評価表に定める割合を加点する。

(1) 区内に事業者の本部（本店、主たる事務所等で登記されているもの）又は支部（支店、従たる事務所等で登記されているもの）があり、かつ、区内において学童保育室、幼稚園、保育園その他これらに類する施設を現に運営している場合

(2) 足立区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に認定されている場合又は足立区以外の自治体を実施する同様の事業に認定されている場合

(民設学童保育室設置促進補助対象事業者の決定)

第12条 前条の総合評価点数のおおむね6割を満たし、得点数が最も高い事業者を、民設

学童保育室設置促進補助対象事業者に決定するものとする。

- 2 教育委員会は、審査会で民設学童保育室設置促進補助対象事業者となるべき者を決定したときは、審査対象とした全ての事業者の結果を通知する。

(交付申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業施設整備及び備品等購入計画書
- (2) 事業施設整備費・備品等購入費算定内訳書
- (3) 事業運営計画書
- (4) 収支予算見積書
- (5) 運営団体等の規約、定款及び役員名簿
- (6) 施設所在地図及び施設見取り図
- (7) 工事請負契約書又は見積書の写し、工事箇所図面
- (8) 施設の賃貸借契約書の写し（施設が自己所有でない場合）
- (9) その他教育委員会が必要と認めた書類

- 2 教育委員会は、前項の調査を終了し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- 3 前項の規定による交付決定にあたっては、補助金の適正な交付を行うために交付申請にかかる事項の変更又は条件を付することができる。

(決定の通知)

第14条 教育委員会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を事業者へ通知（様式第2号）するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を教育委員会に提出しなければならない。ただし、交付決定の取り下げについては、交付決定の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(交付請求)

第16条 交付の決定を受けた事業者は、次のうち必要な書類を添付し、様式第3号により区長に請求する。

- (1) 工事請負契約書（写し）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) その他教育委員会が認める書類

(補助金の支払い)

第17条 区長は前条の規定による請求がなされ、その請求が正当であるときは、事業者に支払うものとする。

(決定の取消し)

第18条 教育委員会は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交

付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこの要綱に基づく条件・命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第25条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

3 教育委員会は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(承認事項)

第19条 事業者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽易なものについてはこの限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。(補助事業に実質的な影響のない場合を除く。)

(2) 補助事業の施設の改修規模・設備・備品等を変更しようとするとき。(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第20条 事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに事故報告書を教育委員会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第21条 教育委員会は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めたときは、事業者に対し補助事業の遂行状況に関し、報告をさせることができる。

(補助事業の遂行命令)

第22条 教育委員会は、前2条の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 教育委員会は、事業者がこの命令に違反したときは、補助事業の一部停止を命じることができる。

(補助事業の完了)

第23条 補助金交付の決定を受けた事業者は、当該年度の末日までに施設改修・設備設置又は備品等の購入を完了しなければならない。施設改修等完了後は、直ちに様式第4号により完了届を教育委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

第24条 補助金交付の決定を受けた事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があった日から30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、様式第5号により関係書類を添えて補助事業の実績を教育委員会に報告しなければならない。

(補助金額の確定及び通知)

第25条 教育委員会は、前条の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し様式第6号により通知する。

(是正のための措置)

第26条 教育委員会は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

2 第24条の規定による実績報告は、前項の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(補助金の返還)

第27条 区長は、第18条の規定により、補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しにかかわる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第25条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

(違約加算金)

第28条 事業者が、第18条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で加算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第29条 事業者が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第30条 事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第31条 事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増額した価格が単価50万円以上の財産については、平成13年7月12日厚生労働省告示239号に定める期間を経過するまでは、教育委員会の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 教育委員会の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

(財産の管理)

第32条 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の整備保管)

第33条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

付 則 (6足教子学発第3号 令和6年4月1日 教育長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に足立区民設学童保育室設置促進補助事業要綱（2足地住発第318号 令和2年4月28日 区長決定。以下「旧要綱」という。）の規定により区長が行った行為で現に効力を有するもの又は旧要綱の規定により区長に対してされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、この要綱の規定により教育委員会が行った処分その他の行為又は教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 この要綱の施行の際、改正後の第1号様式から第6号様式までによる用紙で現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第 1（第 6 条関係）

補助対象経費の内容	補助基準額（円）	補助率
(1) 既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品及び消耗品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・開所前月分賃借料）	12,600,000	10/10
(2) 上記（1）の補助対象経費の内、12,600,000 円を超える経費	7,400,000	1/2
(3) 開所前に必要となる賃借料 4 か月分のうち、開所前月分賃借料と礼金を除く 3 か月分の賃借料（一括）	1,500,000	8/10
(4) 開所前に必要となる賃借料 6 か月分のうち、開所前月分賃借料、礼金及び上記（3）を除いた 2 か月分の賃借料（月額）	500,000	8/10

別表第2（第10条関係）

被選考団体名		
地区名：		
第一次審査（事務局による書類審査及び現地調査等）		
評価項目	チェック欄	
1 運営団体について(書類審査)		
(1) 税理士による財務状況調査結果で、総合評価がDではない、及び評価点数が1点の項目がない。		
(2) 学童保育室、幼稚園、保育園その他これらに類する施設を運営している、実績のある団体である。		
(3) 応募した時点で、労働社会保険諸法令を遵守している団体である。		
2 学童保育室の施設について(書類審査及び現地調査)		
(1) 学童保育室が募集対象地域内に開設予定である。		
(2) 専用スペースの面積が、一人あたり1.65㎡以上である(面積÷定員)。		
(3) 必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を有している。		
(4) 非常災害時に対応できる設備(2方向避難路、非常口、非常用設備)が備わっている。		
(5) 学童が入る建物が新耐震基準(昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること)を満たしている(昭和56年6月以前に建築された建物の場合は、耐震診断等の客観的な資料により新耐震基準を満たしていることが証明されている)。		
3 学童保育室の運営について(書類審査)		
(1) 定員が30名以上である。		
(2) 現場責任者(予定)は、常勤職員かつ放課後児童支援員資格取得者である。		
(3) 放課後児童支援員を常時1名以上配置できる職員体制(予定)である。		
※チェック欄は、評価項目の内容を満たしていれば○、そうでない場合は×をつける。		
※チェック欄にすべて○がついた団体は、第二次選考に進むことができる。		

別表第3（第11条関係）

被選考団体名		
地区名：	審査委員氏名	
第二次審査（審査委員による書類審査及びプレゼンテーション等）		
評価点数：5段階評価 たいへん良い：10点、良い：8点、普通（基準点）：6点、やや悪い：4点、悪い：2点		
評価項目	配点	評価点数
1 運営団体について 小計(A)	30点	点
(1) 財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	10点	10・8・6・4・2
(2) 運営体制は安定しているか。	10点	10・8・6・4・2
(3) 学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	10点	10・8・6・4・2
2 学童保育室の施設について 小計(B)	40点	点
(1) 立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)	10点	10・8・6・4・2
(2) 専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	10点	10・8・6・4・2
(3) 必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	10点	10・8・6・4・2
(4) 非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	10点	10・8・6・4・2
3 学童開設までの準備について 小計(C)	30点	点
(1) 開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	10点	10・8・6・4・2
(2) 開設までの資金計画は適正か。	10点	10・8・6・4・2
(3) 開設後5年間の収支計画は適正か。	10点	10・8・6・4・2
4 職員体制について 小計(D)	50点	点
(1) 現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	10点	10・8・6・4・2
(2) 放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	10点	10・8・6・4・2
(3) 職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	10点	10・8・6・4・2
(4) 職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	10点	10・8・6・4・2
(5) 指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	10点	10・8・6・4・2
5 危機管理について 小計(E)	50点	点
(1) 非常災害時の対応についての確に定めているか。	10点	10・8・6・4・2
(2) 不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	10点	10・8・6・4・2
(3) 事件・事故時の対応についての確に定めているか。	10点	10・8・6・4・2
(4) 施設の衛生管理についての確に定めているか。	10点	10・8・6・4・2
(5) アレルギー対応策についての確に定めているか。	10点	10・8・6・4・2
6 子どもの育成支援について 小計(F)	70点	点
(1) 学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	10点	10・8・6・4・2
(2) 育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	10点	10・8・6・4・2
(3) 遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	10点	10・8・6・4・2
(4) 子どもの出欠席・健康管理や基本的生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	10点	10・8・6・4・2
(5) おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	10点	10・8・6・4・2
(6) 発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	10点	10・8・6・4・2
(7) 団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	10点	10・8・6・4・2
7 保護者・学校・地域・関係機関等との連携 小計(G)	30点	点
(1) 保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	10点	10・8・6・4・2
(2) 学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	10点	10・8・6・4・2
(3) 保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	10点	10・8・6・4・2
(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)=合計点(H)	300点	点
区内に本店があり、対象業務地域が区内である。(合計得点(H)の5%を加点)	15点	
区内に支店があり、対象業務地域が区内である。(合計得点(H)の3%を加点)	9点	
足立区ワークライフバランス推進企業等に認定されている。(合計得点(H)の2%を加点)	6点	
合計点(H)に加点=総合評価点(小数点以下は切捨て)		点

補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（提出先）

足立区教育委員会

法人名

所在地

代表者

印

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付を受けようとする事業及び金額

2 添付書類

- （1）事業施設整備及び備品等購入計画書
- （2）事業施設整備費・備品等購入費算定内訳書
- （3）事業運営計画書
- （4）収支予算見積書
- （5）運営団体等の規約・定款・役員名簿
- （6）施設所在地図及び施設見取り図
- （7）工事請負契約書又は見積書の写し、工事箇所図面
- （8）施設の賃貸借契約書の写し（施設が自己所有でない場合）
- （9）その他

補助金交付決定通知書

足 発第 号
年 月 日

様

足立区教育委員会

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり補助金交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定金額

決定額 金 _____ 円

内訳 (1) 既存施設の改修・設備設置費・備品等購入費
・建物賃借料（開所前月分・礼金）分

金 _____ 円

(2) 建物賃借料（開所前々月以前分）分

金 _____ 円

2 補助金交付の条件

請求書兼口座振替依頼書

¥ _____.

(内訳)

(支払金の内容)

年 月 日付け、 足 第 号により交付決定を受けた補助金として、上記の金額を請求します。なお、支払金額は下記の振込口座にお振込ください。

年 月 日

(提出先)

足立区長

法人名
所在地
代表者

印

振込先金融機関		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 出張所
振 込 口 座	預金種別	1 普通 2 当座 4 貯蓄	(○で囲む)
	口座番号		
	フリガナ		
	名 義 (法人名)		

(ご注意)

口座番号、名義は振込依頼人の口座番号、法人名を記載してください。
* 個人名義または別法人の口座に振り込むときは、別途、委任状が必要です。

施設改修・設備設置等完了届

(提出先)

足立区教育委員会

年 月 日付け、 足 発第 号により交付決定を受けた補助事業
について、 年 月 日既存施設の改修・設備設置・備品購入等を完了し
たので、お届けいたします。

記

1. 補助金交付決定事業内容

2. 所 在 足立区

年 月 日

法人名

所在地

代表者



様式第 5 号（第 2 4 条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区教育委員会

法人名

所在地

代表者

㊞

年度足立区民設学童保育室設置促進補助事業補助金の事業実績報告について

年 月 日付け 足 発第 号で交付決定を受けた 年度足立
区民設学童クラブ設置促進補助事業補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添えて報告
します。

記

- | | |
|------------|------|
| 1 事業実績報告書 | 別紙 1 |
| 2 収支計算書 | 別紙 2 |
| 3 備品等購入内訳書 | 別紙 3 |
| 4 財産目録 | |
| 5 その他 | |

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 設置主体

3 運営主体

4 既存施設の整備内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 既存施設設置年度

イ 建築面積 _____m²

ウ 建物の面積 建築面積 _____m² 延床面積 _____m²

エ 建物の構造 (_____ 造り _____ 階建て)

5 事業費の内訳

既存施設の改修工事費 (工事事務費含む) _____円

施設の設備設置及び修繕費 _____円

備品等購入費 _____円

建物賃借料 (開所前月分・礼金) _____円

建物賃借料 (開所前々月以前分) _____円

その他 _____円

合 計 _____円

6 財源内訳

足立区補助金 _____円

寄付金 _____円

設置者負担金 _____円

その他の収入 _____円

合 計 _____円

7 施工期間

ア 契約年月日	既存施設の改修工事	年	月	日
	施設の設備設置及び修繕	年	月	日
イ 着工年月日	既存施設の改修工事	年	月	日
	施設の設備設置及び修繕	年	月	日
ウ 竣工年月日	既存施設の改修工事	年	月	日
	施設の設備設置及び修繕	年	月	日
エ 事業開始年月日		年	月	日

8 添付書類

- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
- ・ 施設内平面図
- ・ 施設内外の改修主要部分の写真
- ・ 領収書の写し
- ・ 施設改修工事・設備設置等完了届
- ・ その他

年度 学童保育室施設改修工事・設備設置等
歳入歳出決算書 (収支計算書)

(学童保育室)

(歳入)

科 目	予 算 額	備 考
足立区補助金		
寄付金		
設置者負担		
その他		
合 計		

(歳出)

科 目	予 算 額	備 考
施設改修工事費		工事事務費含む
設備設置及び修繕費		
備品等購入費		
建物賃借料 (前月分・礼金)		
建物賃借料 (前々月以前分)		
その他		
合 計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

事業者名
代表者

印

別紙 3 (様式第 5 号)

備品等購入内訳書

品名	数量	規格	単価	金額
合 計				

補助金確定通知書

足 発第 号
年 月 日

様

足立区教育委員会

年 月 日付けで事業報告のあった施設改修・設備設置等について、下記のとおり補助金額が確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定金額

確定額 金 _____ 円

内訳 (1) 既存施設の改修・設備設置費・備品等購入費
・建物賃借料（開所前月分・礼金）分
金 _____ 円

(2) 建物賃借料（開所前々月以前分）分
金 _____ 円

2 既交付額

金 _____ 円

3 返還額

金 _____ 円